

EC のテレビ政策

——共同市場の完成へ向けて——

清水 貞 俊

I はじめに——共同市場の完成へ向けて

EECはよく知られているようにヨーロッパ諸国（現在12カ国）の中で共同市場を形成し、それを基礎としてヨーロッパの政治・経済の統合をはかろうとするものである。関税同盟を基礎とし、サービス、人、資本の自由移動をはかることが中心となっている。商品移動については1968年7月1日に関税同盟が完成し、域内の商品移動は関税の面からするならば、もはや国境で課する関税はかからず、その点では自由化が実現されたといえる。

しかしこれで域内の共同市場が実現されたかということ（ここで共同市場とは商品のみでなく、サービス、労働力、資本の総てについてであるが）、まだ多くの障壁が残っており、これで共同市場が完成したとはいえない。商品及びサービスに限って見ても多くの障壁が残っている。

EC委員会は商品貿易についてこれらの障壁を三つのカテゴリーに分けている。(1)フィジカル・バリアーといわれるもので、国境における書類の手續に関する障壁で、国によって様式が異なったり故意に複雑なものにしたりしているものである。(2)テクニカル・バリアーといわれるもので、特に食物、動植物の検疫、安全基準（スタンダード）に関するもの。(3)フィスカル・バリアーといわれるもので特にVAT（付加価値税）及びその他の間接税の税率の違いが財政国境を形成している。以上三つの他に更に加えるならば、農産物貿易における国境調整金の残存、更に又これも一種のテクニカル・バリアーであろうが、上の(2)に掲げた法政上のものではなく、まさに技術的な国による違い、例えばテレ

ビジョンにおけるドイツのPAL方式とフランスのSECAM方式の違いによる市場の分断といったものも存在している。これら総ての障壁をとり払って、まさにヨーロッパ統一市場を完成させることが、現在緊急の課題になっている。ヨーロッパのテレビジョン政策もこの一環として考えられる。

真の共同市場の完成ということが最近特に強調されるようになって来た背景を少し見ておこう。1960年代はいわば過渡期の段階に属し、特に関税同盟の完成（及びそれと関連して農業共同市場の完成も含まれるが）に力点がおかれ、その意味からすれば目標を1年半上まわって完成することができた。1970年代は低迷の時期であるが、主要目標は通貨同盟におかれたといえる。それとの関連では経済政策の調整が先かあとかという議論があり、この詳細は本稿の内容の外にある問題であるが、通貨の統合をプッシュすることにより、経済政策の接近を否応なしにプッシュさせようとした意図があったことは事実である。しかし実際問題としては、1971年に発足したEMU（経済通貨問題）は1979年に装いを新たにしてEMS（欧州通貨制度）として再発足することになったが、主要には為替相場の調整機構にすぎず、経済政策の収斂には行かず、そこから発する矛盾は数度に及ぶ通貨調整で切抜けてきたといえる。他方この時期は特に1973年以降の世界経済の低滞の中で日本及びその他のNICsの欧州進出、エレクトロニクス（特に半導体産業）のおくれがめだってきた。このような事態の中で欧州市場の狭隘と分断が再認識されだし、関税同盟完成後における障壁として新たに以上にあげた多くの非関税障壁の存在がめだってきたのである。

かくして1980年代後半の目標として共同市場の完成が声高に宣言され、1992年がその完成の時期として設定されたのである。1985年6月EC委員会は『域内市場完成に関するEC委員会白書』を欧州理事会に提出し、EC域内の財貨・サービスの移動に対するあらゆる障壁の除去を提案し、除去の対象となる具体的項目を200以上列挙し、その廃止のタイムスケジュールを述べている。

それとほぼ同時期にEC委員会はいわゆる委員会青書『国境のないテレビジョン¹⁾』を発表している。こちらの方が共同市場の完成についての白書より早くでているが、しかし、商品及びサービスの移動の自由化の一環としてこの青書

は考えるべきである。しかし同時にこれは1970年代末から急速に発展してきた通信・情報ネットワークと関連し、又宇宙衛星及び宇宙衛星放送の急速な発展と関連している。

- 1) Commission des CE, Télévision sans frontières: Livre vert sur l'établissement du marché commun de la radiodiffusion, notamment par satellite et par câble. doc. COM. (84) 300 final du 14.6.1984.

II CATV と衛星放送

CATVは現在ケーブルTVと呼ばれているが、元は Community Antenna TV であった。地方によってテレビのうつりが悪い場合、地域共同体で高い、能率の良いアンテナを立てて、それでキャッチした電波を有線で各家庭に配送するシステムである。特にアメリカやヨーロッパの田舎で送信所から遠い地域や山岳地で発展し、今ではそれを営利事業として行なう会社が多く設立され、単に放送局の電波をキャッチして中継するだけでなく、独自の番組を編成して契約者に送信している。テレビの画質が良い上に営利事業として行なう関係で番組の内容も良いものが多く、ヨーロッパではかなり普及している。

CATVの普及率は国によって異なるが、第1表及び第2表に示したような数字となっている。ベルギー、オランダ、スイスで圧倒的に多い普及率で、フランス、西独、イギリスではその率は低い。予測としては1995年には3カ国平均で17%になるだろうと評価されている。

他方衛星によるテレビ中継は1962年に初めて欧米間で送受信がなされ、翌63

第1表 ケーブルテレビの普及率

ベルギー	80%以上	デンマーク	10%
フランス	2%	ノルウェー	14%
西独	4%	アイルランド	25%
スウェーデン	5%	スイス	47%
オーストリー	9%	オランダ	54%

出所：EC委, 30 Jours d'Europe, Feb. 1986

第2表 ケーブル・ネットにつながっている割合

	1985	1989(予測)	1995 (予測)
フランス	2 %	4.5%	} 平均 17%
英国	5 %	6.5%	
西独	4.5%	12 %	

出所：欧州議会，Working Document, 30 Sept. 1985

年には日米間でテレビ中継実験，64年にシンコム3による東京オリンピック中継がアメリカ経由で世界に向けて行なわれている。

その後の発展は特に放送面では徐々にしか発展してこなかったが，70年代末から80年代前半にかけて日本及び欧州で急速な展開が行なわれる。1979年のアリアンヌ1号の打上げ，1983年ユーテルサット1号（ECS1），84年の同2号の打上げを機に新しい局面に入り，ユーテルサット，アリアンヌ，T.D.F.，

第3表 衛星放送発達関連略表

1948	世界人権宣言 19条} 国境の有無にかかわらず情報を発し，又受けとる自由 欧州人権保護条約 10条} について規定
1950	
1954	
1962	衛星テレスタターによる最初の欧米間テレビ送信
1963. 11	日米間テレビ中継実験（この最中にケネディ暗殺される）
1964	シンコム3による東京—アメリカ間オリンピック中継 インテルサット暫定組織発足 (International Telecommunication Satellite Organization)
1965	各国領土外からの放送防止に関する協定（海賊放送法）
1974	NASA ATS-6によるテレビ放送 最初の実験
1975. 4	イタリアの法律改正 RAIの独占くずれ，民営テレビの乱立 デレギュレーションの悪い標本
1977	WARC 77
1978	NASAのデルタ衛星によるNHK最初の実験放送
1979	アリアンヌ1号打上げ
1981	ラジオ・テレビ広告に関する合意
1983. 6	ユーテルサット1・F1 打上げ 新時代開かれる
1983. 11	USCI(アメリカ初のDBS)……これは後に倒産・失敗に終る
1984	テレコム1A打上げ}
1985	テレコム1B打上げ} オープンスカイポリシーの幕開け
1985. 9	ユーテルサットF3 打上げ失敗
1986. 5	アリアンヌ2号打上げ失敗
1986. 8	スペースシャトル・チャレンジャー打上げ失敗

第4表 1985年時点における欧州の通信・放送衛星と打上げ計画

打ち上げ年	衛星名	打ち上げ予定を含む衛星のトランスポンダー数	
		トランスポンダー	累計
打ち上げ済み			
1982	Intelsat V-F4	3	3
1983	Eutelsat 1-F1	9	12
	Intelsat V-F7	3	15
1984	Intelsat V-F8	3	18
	Telecom 1A	5	23
	Eutelsat 1-F2	2	25
1985	Telecom 1B	5	30
打ち上げ予定			
1986	Eutelsat 1-F4	9	39
	TDF-1 (DBS)	4	43
	TV SAT-1 (DBS)	4	47
1987	GDL-1 (SES)	16	63
	Intelsat VI-F1	10	73
	Intelsat VI-F2	10	83
1988-90	Videosat-F1	12	95
	Kopernicus F1	10	105
	Irish (DBS)	5	110
	TDF-2 (DBS)	1	111
	Tele-X (DBS)	3	114
	Unisat (DBS)	3	117
通信衛星トランスポンダー			97
DBSトランスポンダー			20

米國が打ち上げた大西洋通信衛星は含まない。

出所：ジョン・タイドマン他著，石川周三監訳『欧州のニューメディア』

TV-SAT 等々1980年代後半から90年代にかけて衛星放送計画が続々と登場してきた（第3表，第4表参照）。このような事情の中でECのテレビ政策が要請されたのである。

衛星放送とCATVの関係であるが，相互補完的側面と競争的側面がある。第5表は衛星を通じて放送されている主なチャンネルである。なおこの表の他に特筆すべきものとして，英国の多くのテレビ会社によって設立されたスーパー・チャンネルが24時間放送で視聴者をあつめており，欧州の視聴者人口の半分をかぞえているという。これらは大きなアンテナ（直径6メートル程のパラボラ・ア

第5表 欧州で衛星を通じて放送されている主なチャンネル

発信局	主要株主	衛星名	カバーする国	資金源	内容	放映時間	視聴者数
スカイ・チャンネル (英国)	Satellite Télévision	ECS 1	オーストリー、 ベルギー、デン マーク、フィン ランド、スウェ ーデン、オラン ダ、ノルウェー、 西ドイツ、英国、 スイス、フラン ス	広告	各種の 内容 スポーツ その他	1日 10時間	400万人
ミュージック ・ボックス (英国)	Thorn Emi/Virgin	ECS 1	フィンランド、 西ドイツ、オラ ンダ、スウェー デン、英国、ス イス、デンマー ク、ベルギー	広告	音楽	18時間	260万人
チルドレンズ ・チャンネル (英国)	Thorn Emi	Intelsat 5	英国	広告	子供向け	8時間	13万人
プレミア		Intelsat 5					
スクリーン・ スポーツ		Intelsat 5					
ミラー・ ビジョン		ECS 1					
SAT 1 (西ドイツ)	P. K. S., A. P. F. 各種の新聞社	ECS 1	西ドイツ	広告	総合番組	12時間	120万人
3 SAT (西ドイツ)	Z. D. F., O. R. F., S. R. G.	ECS 1	西ドイツ、オー ストリー、スイ ス、東ドイツ、 ノルウェー	公的 資金	三つのチ ャネルか ら混成	6時間	90万人
テレクラブ		ECS 1					
TV 5 (フランス)	T. F. 1, A2, F. R. 3, S. S. R., R. T. B. F.	ECS 1	ベルギー、フィ ンランド、フィ ンランド、ノル ウェー、西ドイ ツ、英国、スウ ェーデン、スイ ス、オースト リー、デンマー ク	公的 資金	五つのチ ャネルか らの混成	3時 間半	270万人
フィルム・ネ ット/ANT		ECS 1					
RTL-プラス (ルクセン ブルグ)	60% R. T. L. 40% Bertelsmann	ECS 1	西ドイツ、オー ストリー	広告	総合番組		80万人
CNN (アメリカ 合衆国)	Turner Broadcasting Systems	Intersat 5	欧州のホテル		情報	24時間	
ワールド・ ネット (アメリカ 合衆国)	合衆国情報機関	ECS 1	ベルギー、英国	公的 資金	総合番組	週末毎に 2時間	24万人
ソビエトTV	ソビエト・テレ ビジョン	Gorizont		公的 資金	総合番組		
RAI Uno (イタリア)	国家	ECS 1	ベルギー	広告	総合番組	13時間	27万人

出所：30 Jours d'Europe, Janvier 1985

ンテナ、通常デッシュといっている）で直接受信することも勿論可能だが経済的には高価につき殆んどがCATVとして配送信されている。その点では両者は補完的である。しかし技術の発展により安価な小型のアンテナ（直線 50 cm 程度）で受信が可能となって来ており、これから計画されているものは視聴者が直接受信する直接衛星放送（DBS）が多い。そこで両者の競合関係がでてくる。DBSの場合は衛星打上げ及びそれに関連する諸費用が非常に高価につくが、視聴地域の設定の仕方にもよるが欧州全域をカバーすることも可能で、潜在的には巨大な視聴者を想定することができ、規模の経済のメリットを享受することができるだろう。これに対してCATVは例えばアメリカの例では独占的な巨大なネットワークをもつ例もあるが一般的に地域的である。しかし費用の点では衛星を打上げるような危険を冒すことなく、又受信契約によって視聴者を確実におさえることができ、盗聴されることがないので採算計画が容易に立てられるかも知れない。更に今後の発展としては配送する回線を光ファイバー化することによってコスト減をはかる他、双方向性をもったISDNのネットワークの一環となしえ、今後の発展性を含んでいる。今後衛星計画が進行し、数10にわたるチャンネルがでてきた場合、DBSが採算的に成り立つかどうか予想が難しいことは事実である。1986年中に衛星TDF-1、TV SAT-1の打上げが計画されていたが未だ実現には至っていない。これは、1985年のユーテルサットF3の打上げ失敗、1986年のアメリカのスペース・シャトル（チャレンジャー）の爆発、更に1986年5月アリアン・スペース社のアリアン2号の打上げ失敗（インテルサット5号F14搭載）と相次ぐ失敗により欧米における衛星計画が再検討され、慎重になったことが大きな理由である。しかし同時にそのようなリスクと合せて採算見通し難の問題及びそれと関連して計画をバック・アップする政府の態度等も無視できない問題で、企業がこの点からも慎重になりだした点も理由としてあげるべきだろう。かくして第4表に掲げた1986年以後の打上げ計画は大幅に遅れたり、再検討されたりしたのである。

しかしあの事故から既に2年程経ており、事故原因の究明等進み、徐々に再び宇宙への挑戦が始まろうとしている。

イギリスではD B Sをめぐる各社の競争の末、B B Cが座から下り、B S BがD B Sの正式認可を受け、直接放送を1989年に開始する予定で準備を進めている。この計画にはグラナダ・グループ、アムストラッド、ピアソン、バージン、アングリア・グループ等が参加している。又これとは別に1987年9月16日、12カ月の休止を破ってアリアン3号が打上げに成功した。このロケットは二つの衛星を搭載しており、一つはロサンゼルス¹⁾のヒューズ・エアクラフト社が製造したオーストラリアの通信衛星で、もう一つはE S A（欧州宇宙機関）が製造し、かつ所有する通信・放送衛星である。既に五つの会社——カールトン・コミュニケーションズ、ディクソンズ、サーチ・アンド・サーチ、チームズ・テレビジョン、ロンドン・ウィークエンド・テレビジョン——からなるコンソーシアムが形成され欧州全域をカバーする二つのチャンネルを発足させる準備をしている。これはC A T Vとして、及びD B Sとして両方でキャッチできる商業テレビとなる予定である。

このような動きを契機に、1986年以後頓挫していた衛星放送競争が再び活発になってくるものと思われる。

- 1) The Washington Post, 1987, Sept. 16. 及び The Financial Times, 1987, Sept. 17.

III E Cのテレビ政策

広い意味でのテレビジョン産業は非常に多くの分野を含んでいる。即ち放送産業は情報や文化・娯楽を提供するサービス業であり、又広告産業の広告を伝える媒体でもある。その意味でサービス産業として位置づけされる。同時に放送に関連する機器の面から見ると一連の電気・無線・放送関連の機器の製造販売と関連する。これは更に広がって宇宙衛星の打上げ（衛星本体、打上げロケット、地上局）に迄及ぶ。これらは商品の共同市場と関連するが、商品共同市場といえ、単に放送関連の機器のみでなく、洗濯機や皿洗い機、衣類や農業機

械、更にはドッグ・フードその他もろもろの商品の共同市場の完成に大きく関連する。即ち広告という媒体を通じて欧州が一つになるからである。

上流の方へ遡ると番組の製作・編成及びその販売がある。放送が欧州規模でなされれば番組そのものも欧州全体を意識したものになり、又はなるべきで、番組製作自体が国家の規模を越えた欧州的なものが多くなる。文化創造活動或は思想の表現、伝播活動にかかわるもので、これらの欧州的な自由流通にかかわってくる。テレビジョンは更にCATVのネットワークの中では特にオーディオヴィジュアルな通信・情報ネットワークの一環として成長する可能性をもち、以上を総合的に見てEC委員会はテレビジョン政策を特にDBS時代の到来を前にして産業政策の中で最も戦略的重要部門の一つとして位置づけている。以下において更に詳しく述べる。

1 サービス自由化と情報伝達の自由

放送産業をサービス産業として位置づけた場合、ローマ条約第60条に定める「商業的性格の活動」と見なされ、報酬を対価として提供される給付として定義づけられ、自由化の対象となる。即ちこのような活動は国境を越えて共同体全体の中でサービス提供という経済活動を行えることになる。これは直接電波の伝播を通じて、或は他のEC諸国の放送をキャッチしてそれを再び電波の形で自国内で再放映しても、或は又電波の形ではなく一定の地域に有線で伝えても（即ちCATV）、同様である。電波の、放送の、共同市場ができるわけであるが、この考え方は1948年の世界人権宣言第19条「すべての人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む」、又1950年のヨーロッパ人権宣言第10条「何人も表現の自由を享有する権利を有する。この権利には、意見をいづく自由、ならびに、公権の介入を受けず、また国境にかかわらず、情報及び思想を受けかつ伝える自由が含まれる」という人権宣言が思想的な背景となっている。そして1984年の青書『国境のないテレビジョン』も

この点を強調している。

しかしテレビジョン政策で上述の人権宣言にもられた考えがでてきたのはごく最近、1980年代になってからのことである。人権宣言が出されたのは、それぞれ1948年、1950年でまだテレビジョンは一般的でなく、ラジオの時代であった。この頃は東西間の対立が絶頂期であり、ラジオで流す宣伝放送を聞かすまいとし、妨害電波を出したりしていた時期のものである。テレビジョンの電波は一般に100メガヘルツ前後（VHF）、或はそれ以上（UHF）で波長が非常に短かく、直進性を帯びるため遠距離に迄電波が達することは稀で、それ故テレビ放送はローカルな、ナショナルなものとして一般に考えられてきた。国境地域で受信できる隣国の放送はむしろ止むを得ないものではあるが一種の電波公害と考えられ、なるべく隣国に害を及ぼさないような配慮がなされてきた。更に空間における電波の過密状態から国ごと、地域ごとに電波割当の国際協定もできていた。故意に他国の住民を対象として流す放送は海賊放送と呼ばれて規制、摘発の対象となっていたのが事実である。

事情が変わって来たのは1970年代後半からで宇宙衛星を通じたテレビ放送が普及しだしてからである。最初は電波も弱く、送信機・受信機の能率も低かったため巨大なパラボラ・アンテナが必要だったが、この時でも他国の放送をキャッチしてCATVを通じて流すことが可能で、これは現在も続いているが、更に最近では直径50cm前後の小型で、しかも安価なアンテナで衛星放送を直接キャッチできるようになってきた。一つの放送局の放送が衛星を通じてヨーロッパのほぼ全域をサービス・エリアとしてカバーすることが可能となってきた。この時期になって人権宣言の考え方が再び脚光をあび、かつ共同市場の完成という掛け声と共にクローズ・アップされて来たわけである。放送にとまらぬ種々の規制（放送の内容、放送時間、広告の内容、広告の時間その他）は国によって法律が異なっており、従って自国の法規制をたてに外国の放送の受信、再放送を許可しないようなことのないようにし、電波の共同市場を実現しようとしている。各国の規制にかわるものとして、或は併存するものとしてEC放送法とでもいうべきものの作成がいそがれている。

2 関連機器の共同市場

ヨーロッパでは国によって事情が違し、又最近急速に変わってきているが、一般的にテレビの普及率が日本やアメリカより低く、又放映時間も少ない国が多い。これはテレビに対する考え方の違いもあるし、良い番組が少ないこともあるが、同時にECのテレビジョンのカラー方式がフランスのSECAM方式と西ドイツのPAL方式¹⁾の二つに大別されており、更に国によってそれから派生的な異なった方式をとっている。欧州議会の資料によれば、例えばフィリップス社は欧州の多くの異なったスタンダードに合致したテレビジョンを製作するため100以上の異なったモデルのテレビ・セットを作らねばならないという。市場の分断がテレビ・セットのコストを高め、普及を妨げ、国際競争力を低下させている。

テレビ放送の宇宙時代を迎えた今、それを機に共通の技術的基礎に立ち、広大な視聴エリアを持った統一的なテレビジョンのあらゆる意味での単一市場を形成しようとしている。共通の技術的基礎としてEC委員会はMAC/packet family⁴⁾の採用を提案し、1986年11月3日に理事会でDirective⁵⁾として承認された。

MAC方式の利点は、①欧州で単一の規格の採用により市場の統一を可能としたこと（これは何もMAC方式でなくとも何れ的方式で統一しても同じことであるが、MAC方式が多くの点ですぐれているため、各国が従来の方式を捨ててもこの方式で統一が可能となったことをいう）、②音声多重放送が可能であること（D2-MACは音声⁶⁾を4チャンネル迄確保できる。一つの画面に対して英、独、仏等多くの言葉で同時に送ることができる）、③スクランブルその他の方法で放送電波を変形し（コード化）、契約者のみがデコーダを利用して受信することができ、放送局としては受信料、広告料の両面で収入の確保が容易となること（テレフォン・カードのようなカード化も考えられており、pay per channel、又はpay per programも可能となる）、④将来のデジタル化への橋渡しとする道が開けており、高品質の画像及び音声⁶⁾が得られること等である。

ECとしては速やかにこの方式に移行することにより、しのぎを削って戦っ

ている国際テレビ商戦で一挙に劣勢を挽回しようとしている。或は単にテレビだけでなく、これを軸に電子機器全般、特に半導体の優位を確保する足がかりにしようとしており、ここでは特に日本を意識している。⁷⁾

直接衛星放送(DBS)を受信する場合は専ら新方式で、又従来の地上波又はCATVの場合はアダプターを使用して両者の共存の期間を置いて徐々に新方式にかえていくやり方で、何れにしても最終的には新方式に切り替えていく。かくして新しい方式のテレビジョン送信機、受像機の新規需要が期待され、EC委員会はDBS放送を受信するためのアンテナ、デコーダその他の設備に対して今後5~7年間に100億ECUの需要を予測している。又、更にDBSのための衛星本体、打上げロケット、地上局の設備に対して1986年から1989年迄の間に20億ECUの需要を予測している。

- 1) カラー・テレビジョンの方式として NTSC (National Television System Committee) 方式と SECAM (séquential à mémoire) 方式と PAL (phase alternation by line) 方式の三つがある。SECAMはフランスの開発した方式でPALは西独の開発した方式である。現在SECAMはEC諸国の中ではフランス、ギリシア、ルクセンブルグで使用しており、PALは西独の他、アイルランド、イギリス、イタリア、オランダ、スペイン、デンマーク、ベルギー、ルクセンブルグ、ポルトガルで使用している。なおSECAMはソビエトを始めとして東欧諸国で使用されており、アフリカはほぼSECAMとPALで二分されている。NTSC方式はアメリカの開発した方式でこれを採用している国はアメリカ、カナダの他、中南米の多くの国、アジアでは日本、韓国、フィリピン等である。かつて数次にわたる国際会議で方式を統一しようとしたが不調に終わった。
- 2) SECAM及びPALの異形としてはL(SECAM), B(SECAM), G(SECAM), I(PAL), B(PAL), G(PAL), H(PAL)等がある。
- 3) EC European Parliament, Working Documents, A Series, 30 September 1985, Document A2-102/85.
- 4) MACとは Multiplexed Analogue Component の略で、テレビ信号を分割して輝度信号とカラー信号とを時間をずらして一本の走査線で送る方式である。欧州産業連盟と欧州放送連合によって開発されたものである。異形方式としてB-MAC, C-MAC, D-MAC, D2-MAC等があり、これらがMAC familyを構成している。
- 5) EC Commission, Proposal for a Council Directive on the adoption of com-

- mon technical specifications of the MAC/packet family of standards for direct satellite television broadcasting, COM (86) 1 final, O.J. 86/C 59/03.
- 6) その他の方法としてはエンクリプション (encryption) という方法がある。スクランブル及びエンクリプションは共に盗視聴防止方法である。国家の規模を越えて電波を発し、しかも収入を得てサービスを提供する場合は有料放送で視聴者から料金をとるシステムの場合は何らかの盗視聴防止方策をこらじる必要がある。スクランブルの方法は各局で極秘にしているが、例えば Oak/Orion 方式のように、同期信号を除去したものとか、技術的には簡単なもので、アンスクランブル化の器具はマニアには容易に自作でき、アメリカでこのアンスクランブラーで大もうけしたという話もある。エンクリプションのテクニックは一層複雑で電波を完全にコード化して別の形にしてしまう方法で、特にMACシステムの方法ではこのエンクリプションが可能となる。
- 7) EC委員会で出している European file という解説パンフレットで将来の高品位テレビジョンの開発競争についてNHK方式についての言及があり、EC方式は現行方式と互換性をもちながら徐々に移行を可能にするものであると述べている。この file に言及のあるNHK方式とは如何なる方式か分らないが、NHKでは高品位テレビ (ハイビジョン) 方式としてアナログ信号で伝送するミューズ方式を開発している。最近KDDとキャノンがデジタル信号で信号を約5分の1に圧縮して伝送する方式を開発して注目されている (Television and the audio-visual sector: towards a European Policy, European File 14/86. 参照)。

なお、カラー・テレビジョン・セットの生産について欧州と日本その他の比較をフィナンシャル・タイムズ紙 (1987年6月19日号) で比較して次のような表をかかげ、かつ次のように述べている。即ちヨーロッパはカラー・テレビは強力な

カラー・テレビジョンの欧州における生産とシェア (1986年)		世界のカラー・テレビジョン生産台数 単位: 100万台	
総生産	1,500万台	フィリップス	6.2
フィリップス	21%	松下	4.7
グルンディッヒ	13%	ソニー	3.8
トムソン	13%	東芝	3.2
ITT	9%	日立	3.1
ソニー	5%	トムソン/ソーン	3.0
サロラ/ルクソール	5%	GE/RCA	2.8
ブラウブント	4%	サムスン (三星)	2.5
日本の欧州における諸会社	14%	サンヨー	1.8
その他	16%	シャープ	1.7
	100%		

出所: Financial Times, June 19, 1987

保護を行なっており、EC産と輸入品との比は15:1位におさえられている。しかし日本のメーカーがECに進出してきている。テレビを中心とした家電製品は半導体の大きなユーザーとなっているので、この部門を日本に奪われるとヨーロッパの半導体産業は世界市場で大きな打撃を受けることになる」と述べている。なおこの表にあるトムソン（フランス）は1987年6月英国の最大のテレビ・メーカー、ファッガーソンをソーンから買収してトムソン／ソーン・グループとしてフィリップスに次ぐ家電メーカーとなった。今後も家電業界の集中が進むものと思われる。三星は韓国の企業である。

3 商品共同市場の促進

すでに述べたようにECでは1992年を目標に完全な共同市場の実現を考えている。即ちすでに述べた三つ或はそれ以上のバリアーの除去がすすめられている。ヨーロッパ的規模でのテレビ市場の実現は、このようなバリアーの除去というよりは、商品の広告のヨーロッパ化を通じて積極的な販売の展開となることによって統一市場の促進をすることになる。

第6表 ECにおける媒体別広告費（1983年） (%)

国名	テレビ	印刷媒体	ダイレクトメール	その他
ギリシア	53.9	35.8	1.8	8.5
ポルトガル	43.5	24.0	1.5	31.0
イタリア	32.0	42.0	5.5	20.5
英国	25.1	50.6	9.9	14.4
スペイン	23.3	38.4	7.2	31.1
フランス	15.5	48.2	8.6	25.7
西ドイツ	9.0	70.5	11.6	8.0
ベルギー	9.5	58.6	18.0	13.9
オランダ	4.5	57.9	30.0	7.6
デンマーク	0	56.0	33.0	11.0

出所：ジョン・タイドマン著、石川周三監訳『欧州のニューメディア』

EC諸国での広告事情は国によってかなり異なる。一般的にいてテレビ広告よりも印刷媒体を通じての方が多し。英国、ギリシア、イタリア、スペインでは広告は比較的自由である。ベルギー、デンマークではテレビ広告は禁止されている。第6表のベルギーの数字は9.5%となっているが、これはルクセン

ブルクのテレビ放送RTLを通じての広告である。他の国例えばフランス、西ドイツ等はかなりきびしい規制のもとに広告が行なわれている。ベルギーの例が示すように外国の広告放送を規制できない以上、今後ヨーロッパ規模での放送が展開された場合、一国での広告規制は意味がないものになる。視覚と音声にうったえる躍動する広告は印象も強烈であり、宣伝効果は極めて大きいし、今後テレビ広告の広告に占める比重は増大するものと考えられる。ただその前に広告に対する規制の国による相違を出来るだけ接近させ、各国が等しく広告を受入れるような状況を実現する必要がある。法律の接近といった技術的問題でなく、その背後にある考え方の接近が必要である。EC委員会の Directive 案は広告問題に一番大きな力点をおいているように思える。

4 番組作成の欧州化

ヨーロッパではテレビジョンの普及、放映時間が一般的に少ないことを述べた。これはヨーロッパ人のテレビに対する考え方の違いから来ており、その考え方の違いというのは、テレビは娯楽よりもニュースや教育に力点をおくべきだということである。この考え方からするとテレビ番組にはよいものが少ないことになり、従ってあまり見ないのである。この基礎としては既に述べたように欧州のテレビ市場が分断されているところに原因がある。市場が狭隘であるとテレビ産業(特に番組の製作)の採算が不利となる。力を入れて金をかけ良い番組をつくるより、安易に既製のテレビ映画を購入して放映する方が採算上有利である。輸入の対象となるのは主として巨大な国内市場により規模の経済の利益を得て有利なアメリカ製のテレビ映画である。或は又もう少し低い率になるが、テレビ視聴人口の多い日本製映画である。アメリカ製の西部劇、ソープオペラ、連続家庭ドラマ等が多く人気を拍している。又日本製のチャンバラ劇、漫画、アニメーション等が屢々放映される。テレビ映画は外国ものの氾濫で、文化的侵略、文化的植民地化を蒙っているように感じている人が多い。このことが一層ヨーロッパ人をテレビ嫌いにさせている。

ECのテレビ政策では欧州テレビ市場の統一と共にEC内のテレビ番組の製

作を促進しようとしている。意図している利益は二つある。一つはTV産業は他の産業と同様に直接富と雇用の創出に貢献する。更にこれから派生するTVインフラストラクチュアの発展は更に富と雇用の創出に波及効果を及ぼすこと、これである。今一つはヨーロッパ・テレビ番組の生産を促進することにより、自らの文化の優越性と多様性、即ちヨーロッパ文化のアイデンティティを自らが認識し、又世界に向かってそれを主張していくことである。文化的植民地に陥る危機から脱出することである。

EC委員会ではテレビ番組製作を促進するため、幾つかの措置を考えている。まず各放送局で放送する時間の中で欧州製番組の放映時間を一定時間以上に定めようとしている。次にヨーロッパ番組生産促進のために、特に中小規模のスタジオ育成のために資金的、技術的援助を考えている。又分配（配給）面での援助を考えている。

自らの番組を放送する大きな統一テレビ市場の実現はヨーロッパ思想の伝播に貢献し、思想・文化面からヨーロッパの一体性、ヨーロッパの統一をプッシュすることになるだろう。

IV EC委員会の指令案

Ⅱで述べたテレビ放送の急速な変化、又それに対応してⅢで述べたような全欧州的テレビ政策の必要性等をふまえてEC委員会は1986年5月に指令案を作り、理事会に提出している。案の考え方は既に述べた Green Paper にもられたものであるが、Green Paper では広告放送、青少年の保護、著作権、反論権が内容としてもられていたが、この指令案では広告、青少年の保護と著作権だけになっている。

委員会の提案は、¹⁾①説明的なメモランダムと②案の全文とからなっている。①のメモランダムは更に二つの部分に分かれており、前半はこの提案が必要となって来た理由と全体的な考え方——要するに一言でいえばテレビジョン共同

市場の必要性とそのため各国の政策、法令の調整の必要性——を主張したものである。後半は提案の案文を逐条に解説したもので、条文とあわせ読むと理解の助けとなる。以下でその解説は省略して、提案の内容の意訳・抄訳を記して条文の紹介にかえる。

- 1) The Community's broadcasting Policy, Proposal for a Council Directive concerning broadcasting activities, Bulletin of the EC, Supplement 5/86.

〔理事会の Directive 案〕(1986. 4. 30)

第1条 1 加盟国内で行なわれる総ての域内向け放送は発信国で適用されている国内法に従う。

- 2 この Directive で調整がなされることを前提として、EC加盟国は他の加盟国からの放送を受信し、又はこれを再放送することについて制限を加えてはならない。

- 3 この Directive は専ら第3国向けの放送に対しては適用されない。

第2条 加盟国は域内向け放送の放送時間の少なくとも30%をEC製のプログラムで満たし、このパーセンテージは3年以内の間に60%以上に迄高めるようにする(この放送時間の中にはニュース、スポーツ・イベント、ゲーム・ショー、広告、テレテキスト・サービスは含まない)。

第3条 加盟国は域内向けテレビ放送のプログラム予算の少なくとも5%を独立製作者によってつくられた番組にあてることを保証し、3年以内にこの数字は10%以上に迄高めるようにする。

第5条 加盟国は広告の時間について一定の限度を設定し、かくすることによって、

- (a) テレビやラジオが情報、教育、文化、興行のメディアとしての機能を減殺しないよう留意する。
- (b) 放送広告に対する需要を一方で満たし、かつ、他の広告メディアとの利害関係をも考慮に入れる。

第6条 1 広告放送については事前のチェックを受ける。

- 2 要件が満たされていない場合は加盟国は適切な措置をとる。

第7条 1 広告放送は広告放送であるとはっきり分るものであること。

- 2 広告放送は他のプログラムと切離してブロック化すること。
- 3 広告放送は放送されているプログラムの内容の一貫性をそこなってはならない。即ち
- a プログラムの完全性をそこなってはならない。
- b プログラムの自然的な切れ目に挿入するようにする。

第8条 広告放送は、

- a 上品さと良い趣味をそこなわないこと。
- b 人種的、性的差別を含まないこと。
- c 宗教的、政治的信念をおしつけないこと。
- d 正当な理由なしに恐怖の念を起こさせないこと。
- e 健康や安全について偏見を助長させないこと。

第9条 シガレット及びその他のタバコの広告放送はしてはならない。

第10条 アルコール飲料については以下の規定に従うこと。

- a 子供や若年層に飲酒を奨励しないこと。
- b 身体的行動や運転と飲酒をリンクさせないこと。
- c 飲酒が社会的成功、或は性的な成功につながるような印象をもたせないこと。
- d 治療上の効果、興奮剤、鎮静剤、人の紛争の解決等の効果を宣伝しないこと。
- e 度を越えた飲酒をすすめないこと。
- f 飲物の内容についてアルコールの含有を不当に強調しないこと。

第11条 広告放送は子供や若年者の保護を考え以下のルールを守ること。

- a 子供や若年者に商品やサービスを購入したい気持をおこさせたり、判断や経験の未熟さを利用するような広告を行なってはならない。
- b 子供や若年者に商品やサービスの購入について親や他の人にねだるような気持をおこさせてはならない。
- c （省略）
- d 子供や若年者に危険な状況を不当に見せてはならない。

第12条 スポンサーは広告以外の点でプログラムの内容に不当な影響を及ぼしてはならない。

第13条 加盟国は日曜日及び国家の休日の日には広告放送を禁止する自由を有する。
又加盟国はアルコール飲料の広告を全面的に禁止する自由を有する。

第14条 加盟国は国境を越えた広告放送で1日の放送時間の15%以内ならばその広告放送の受信・再放送を認める。加盟国は自国内で1又は幾つかの局で広告放送が行なわれており、その時間が放送時間の15%以上になる場合、国境を越えてやってくる放送に対しても同じだけの時間の広告放送を認めねばならない。

第15条 1 加盟国は域内放送が子供や若年者の肉体的、精神的、道徳的発達を大きく阻害するようなプログラム、特にポルノグラフィ、暴行シーン、民族嫌悪をもたらすようなものを含まないよう留意する。

2 国家は事前に点検し、1に該当するようなものはその修正を要求するようにする。

第16条 国家は子供、若年者の保護について一層詳細な、厳格なルールを定める自由を有する。

第17条 他の加盟国からの放送をケーブルを使用して再放送する場合、著作権その他の権利を尊重し、特に著作権所有者とケーブル放送を行う者との間の契約の協定にもとづいて行なわれる。ケーブル放送を行なうものは契約協定の締結以前に、或は法律上のライセンスを得る以前に再放送を行なった場合は、再放送のなされた国の法律に基づき、民法上、刑法上の制裁をうける。

第18条 他の加盟国からの放送を変更せず、短縮せず、そのまま同時放送を行なうことが、著作権の行使によって阻げられている場合、ケーブル放送を行なう者はその事実を自国政府に通知する。政府はその通知をうけてから2年以内に法に基づくライセンスを与えることによって再放送を可能にすることができる。そのようなライセンスは上記2年以内に両当事者間の契約協定が成立すれば与える必要はなくなる。

第19条 第18条の法に基づくライセンスを与える場合、著作権等の所有者に適切な報酬を保証することが必要である。

第20条 (省略)

第21条 放送、放送広告、域内放送、国境を越える放送等についての定義がこの条で下されている (内容は省略)。

この指令案の審議についてであるが、各国のレベルで或は欧州議会、更にはECのレベルを超えた欧州評議会 (Council of Europe) で議論された。EC理事会で決定が下されたという情報は未だ得ていない。

問題とされた点は、まずECの (特にEECの) 権限と放送との関係である。即ちEECは経済共同体であり、放送は内容としては文化の問題である。ECが文化面迄規制する権限があるのか、という点である。これに対するEC委員会筋の考え方は、これはローマ条約第60条のサービス提供の自由の問題として、或は文化にかかわるとしても、商品移動の自由と関連して、例えば新聞、雑誌、書籍、更には音楽を録音したレコードやカセット・テープ、又ビデオ・テープの流通の自由と同列のものとみている。逆に反対の側の主張としては文化は普遍的、ユニバーサルなもので、まるでソーセージを輪切りにするようにEC製作番組の比率を具体的にパーセント迄示して規制することの問題とか、事前検閲の問題とかが問題として提起されている。その他の問題としては、衛星放送

はE Cのみでなく北歐諸国，或は地中海を越えてアフリカ北部の諸国迄つみ込んだ問題でE Cという枠の中で議論する問題ではないのではないかという主張，或は小国のナショナル・インタレスト，ローカル・カルチュアをどう保護するか等も問題となるだろう。中々すらしとはいかない問題である。ここに紹介した Directive 案は，他の多くの Directive 案がそうであったように，或は棚ざらしのままに終るかも知れない。しかし衛星放送の現実は既に進行しつつあるのである。

本稿は昭和62年度の内地留学の成果であると共に，昭和61年度に受けた村田学術振興財団研究助成（山手治之代表「E C法の総合的研究」）の一環でもある。謝意を表したい。